

第 69 号議案

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 6 月 10 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正により、市が条例を定めるに当たって従うべき基準が改正及び追加されたことに伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊後大野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 7 号イの表 4 階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号」に改める。

第 43 条第 8 号イの表 4 階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号」に改める。

附則に次の 4 項を加える。

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 6 当分の間、第 29 条第 2 項各号又は第 44 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 7 当分の間、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 8 当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所 A 型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 9 前 2 項の規定を適用するときは、保育士（法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、第 29 条第 3 項若しくは第 44 条第 3 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前 2 項の規定の適用がないとした場合の第 29

条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、改正後の第28条及び第43条の規定は同年6月1日から適用する。